明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府四四）　二

○食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（同四五）　九

〔府令・省令〕

○食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産六）　二

〔省　令〕

○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一五）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一一六）　三

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産六二）　一五

〔告　示〕

○特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成三十年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（総務三二一）　一五

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件（同三二二）　一六

○電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同三二三）　一八

○平成三十年総務省告示第百十五号の一部を訂正する件（同三二四）　一九

○平成三十年総務省告示第百十六号の一部を訂正する件（同三二五）　一九

○平成三十年総務省告示第二百五十二号の一部を訂正する件（同三二六）　二〇

○平成三十年総務省告示第二百五十六号の一部を訂正する件（同三二七）　二〇

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二八）　二〇

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二九）　二〇

○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（同三三〇）　二

○政党助成法第三十三条第三項の規定による政党交付金による支出に充てていない政党交付金の引継の届出があったので公表する件（同三三一）　二

○中小企業等経営強化法第二条第十五項の規定に基づき平成三十年度予算に係る特定補助金等を指定する件（総務・経済産業五）　三

○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務二九七）　三

○中小企業等経営強化法第二条第十五項の規定に基づき平成三十年度予算に係る特定補助金等を指定する件（文部科学・経済産業三）　四

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三三〇）　四

○医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（同三三一）　五

○医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（同三三二）　五

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同三三三）　五

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同三三四）　五

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（同三三五）　五

○中小企業等経営強化法第二条第十五項の規定に基づき平成三十年度予算に係る特定補助金等を指定する件（厚生労働・経済産業二）　六

○中小企業等経営強化法第二条第十五項の規定に基づき平成三十年度予算に係る特定補助金等を指定する件（農林水産・経済産業四）　六

○平成三十年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められた件（経済産業一八四）　六

○国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知があった件（同一八五）　六

○中小企業等経営強化法第二条第十五項の規定に基づき平成三十年度予算に係る特定補助金等を指定する件（同一八六）　六

○中小企業等経営強化法第二条第十五項の規定に基づき平成三十年度予算に係る特定補助金等を指定する件（経済産業・国土交通二）　六

○中小企業等経営強化法第二条第十五項の規定に基づき平成三十年度予算に係る特定補助金等を指定する件（経済産業・環境八）　六